

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格喪失日に係る記録を昭和40年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月1日から同年12月1日まで  
② 昭和40年7月26日から同年8月1日まで

年金事務所からの連絡により、両申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間①は、A社B支店D事業所が組織変更により同社C支店となった時期に当たるが、組織変更の前後を通じて同社に継続して勤務していた。

申立期間②は、A社C支店から同社E事業所へ異動した時期に当たるが、同社に継続して勤務していた。

両申立期間ともに、同社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述か

ら判断すると、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び複数の同僚は、A社C支店は、同社B支店の管轄であったD事業所が、組織変更のためB支店から独立し、申立期間①当時にC支店となった旨の供述をしているところ、適用事業所名簿によると、同社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和39年12月1日であることが確認できる。

さらに、申立人及び複数の同僚は、申立期間①の前後において業務内容や給与形態に変更は無かった旨の供述をしている。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

加えて、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和39年10月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人と同時期にA社B支店から同社C支店に異動した申立人を含む14人全員が、同社B支店において昭和39年11月1日に被保険者資格を喪失し、同社C支店において同年12月1日に被保険者資格を取得しており、申立人と同様に被保険者期間の記録の欠落が確認できるところ、社会保険事務所（当時）が申立人を含む当該14人全員について事業主からの届出を誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年11月1日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録及び申立人が同期入社であったとする同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社C支店から同社E事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人のA社E事業所における被保険者資格の取得日が昭和40年8月1日であることから判断すると、同日を異動日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和40年6月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に解散しており、当時の事業

主からは回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和29年6月21日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月1日から27年6月30日まで  
(D社E事業所)  
② 昭和27年7月1日から同年9月29日まで  
(A社F支店)  
③ 昭和29年6月21日から同年7月1日まで  
(A社C支店)  
④ 昭和48年4月1日から同年6月1日まで  
(G社)

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、全ての申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間①についてはD社E事業所に、申立期間②についてはA社F支店に、申立期間③についてはA社C支店に、及び申立期間④についてはG社（現在は、H社）に勤務していた期間であり、全ての申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、雇用保険の被保険者記録、B社が提出した人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社本社から同社C支店I出張所に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社が提出した人事記録における発令日が「昭和 29 年 6 月、I」と記録されていることから判断すると、昭和 29 年 6 月 21 日とすることが妥当である。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和 29 年 7 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、適用事業所名簿によれば、D社は、昭和 25 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 25 年 10 月 1 日と記録されており、当該記録は申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録及びオンライン記録と一致している上、前述の被保険者名簿において、申立人が同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、社会保険事務所に健康保険被保険者証を返納したことを示す「返納」の記載が確認できる。

さらに、申立人は、D社E事業所において継続して勤務していたと主張しているところ、商業登記簿謄本によれば、同社は昭和 25 年 11 月 11 日に解散し、同年 11 月 16 日に清算人が登記されていることが確認できるものの、当時の事業主及び清算人は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

3 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録及びB社が提出した人事記録に、申立人のA社における入社日が昭和 27 年 7 月 2 日と記録されていることから判断すると、申立人が、申立期間②のうち、同年 7 月 2 日から同年 9 月 29 日までの期間において同社F支店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社は、「申立人は正社員として、昭和 27 年 7 月 2 日に入社したことが人事記録で確認できるものの、申立期間当時は、支店ごとに

社会保険の手続を行っており、試用期間が設けられていた支店があることも否定できない。申立期間に係る賃金台帳等の資料は保管しておらず、申立内容が確認できない。」と回答している上、A社F支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚からも供述が得られないことから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、前述の被保険者名簿でも、申立期間②における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものととは考え難い。

- 4 申立期間④については、雇用保険の被保険者記録により、申立人のG社における雇用保険被保険者資格の取得日は昭和48年6月1日であることが確認でき、当該記録は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

また、適用事業所名簿によれば、G社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は連絡先が不明であり、H社は、「G社から引き継いだ人事記録の中には申立人の記録は確認できない。」と回答している。

さらに、前述の被保険者名簿により、申立期間④当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間④における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 5 申立人が申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①、②及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から同年5月1日まで

私の夫は、C社（現在は、D社）に入社してから退職するまで継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

C社に勤務している間に、同社の関連会社に出向することはあったが、申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人がC社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和38年4月1日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料を保管しておらず不明として



おり、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない  
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主  
が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して  
行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこと  
から、行ったとは認められない。

## 福岡厚生年金 事案 4547

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和43年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月1日から同年11月1日まで

C社に入社後の昭和43年8月頃、同社から、所属する部署は今後、A社になると知らされた。

しかし、名称が変更になるだけで、会社の組織や雇用条件が変わるものではないと説明を受け、引き続き仕事の内容も変わらず、給与も途切れることなく受けていた。同社を昭和45年8月20日に退社するまで継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、D企業年金基金及び企業年金連合会の回答並びに複数の同僚の供述により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年9月1日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和43年11月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

一方、適用事業所台帳の記録によれば、A社は、申立期間直後の昭和43年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、同社は、同年9月1日に厚生年金基金に加盟している上、法人事業所であり、新規適用時の厚生年金保険被保険者9人のうち7人は、C社から引き続き同年9月1日に雇用保険

の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、申立期間において適用事業所でありながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 9 月及び同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成14年9月から15年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年9月から15年12月まで

私の妻は、平成17年に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間を含む14年9月から16年6月までの国民年金保険料については、送付された振込用紙の払込期日が迫っていたので、半年払いで納付してくれた。

申立期間直後の平成16年1月から同年6月までの保険料は納付済みとなっているが、妻は払込期日が早いものから納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が平成17年に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間を含む14年9月から16年6月までの国民年金保険料を納付してくれたと主張しており、日本年金機構の回答によると、17年3月2日に、申立人の国民年金被保険者資格の取得日を14年9月11日とする処理が行われたことが確認できるものの、申立期間の一部は、当該処理時点では、既に時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、納付した保険料額及び納付時期に関する記憶が定かではない。

さらに、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から4年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から4年11月まで

私の国民年金保険料については、私の父が、父の預金口座からの振替で納付しており、申立期間についても、父が保管している預金通帳に、私の保険料の引き落としと思われる記録が確認できるので、継続して納付していたはずである。

申立期間の保険料を納付していたものと記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人に係る国民年金被保険者資格は、平成3年5月3日に、被用者年金加入のため同年5月1日付けで喪失した旨の処理が行われたことが確認できる上、申立期間における同年11月10日付け、4年2月24日付け及び同年12月21日付けの被保険者資格の取得及び喪失に係る処理が6年10月4日に行われ、同年10月28日にオンライン記録に入力処理されていることが確認できることから、申立期間については、当時、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を口座振替により納付することはできなかったと考えられる。

また、上記の入力が処理された平成6年10月の時点において、申立期間のうち、3年5月から同年10月までの期間及び4年2月から同年11月までの期間は被用者年金の加入期間であったため、3年11月から4年1月までは時効のため、国民年金保険料は納付することができない期間であったと考えられる。

さらに、保険料を納付していたことを示す資料として申立人から提出された申立人の父親のB金融機関の口座に係る預金通帳（昭和63年10月17日から平成6年10月31日まで）並びに同金融機関の回答書及び当該口座に係る預金取引明細表（平成11年1月から14年12月まで）により、一人分の保険料

が平成3年6月から6年9月までの分及び11年1月から13年2月までの分について、毎月引き落とされていたことが確認できるものの、i) 申立人の母親の国民年金被保険者名簿により、3年5月31日に、当該口座からの振替手続が申し込まれていることが確認できること、ii) 母親が国民年金被保険者資格を喪失した13年3月以降は、当該口座からの保険料の振替が確認できないこと、iii) オンライン記録により、母親の保険料は、納付日が確認できる5年4月以降、毎月納付されていることが確認できるものの、申立人の保険料は、申立期間直後の4年12月から6年10月までが、同年10月21日に一括して納付されたことが確認できることから、同口座の振替記録は、申立人の保険料ではなく、母親の保険料であったと考えられる。

加えて、申立人及びその父親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から7年2月11日まで

私が、勤務していたA社では、毎年2パーセントから5パーセントぐらいの定期昇給があったにもかかわらず、平成3年10月1日から厚生年金保険被保険者資格を喪失した7年2月11日までの標準報酬月額が同じ額であるのはおかしいため、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した雇用保険の失業等給付に係る証明書に記載された離職時賃金日額から算出した標準報酬月額は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失時における標準報酬月額と一致している。

また、A社において申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した前後1年間に同資格を取得している6人の同僚の申立期間における標準報酬月額を確認したところ、申立人と同様に一定の額の者が1人、平成3年の定時決定より低額になっている者が3人、申立期間中に一度だけ増額されている者が2人であることから、毎年増額されている者は見られず、申立人の標準報酬月額が申立期間において同額であることに不自然さはない。

さらに、申立事業所は、当時の資料等は保管されていないと回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の主張を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

平成 24 年 8 月に年金事務所から年金記録確認の手紙が来て、17 年 7 月に A 社から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。

申立期間に係る賞与明細書は所持していないが、平成 16 年 12 月の標準賞与額が 1 万 3,000 円であることから、申立期間においても同程度の支給を受け、厚生年金保険料を賞与から控除されていたと思うので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録が無いと申し立てているが、A 社は、「平成 17 年 7 月に係る賞与マスター及び賞与明細書で確認したところ、申立人は賞与対象者ではないため、賞与の支給及び厚生年金保険料の控除は無く、社会保険事務所（当時）への届出は行っていない。」と回答している上、同社から提出された申立人に係る平成 17 年 7 月分賞与明細書には、支給額、厚生年金保険料控除額等の記載が無いことから、賞与が支給されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 8 日  
② 平成 17 年 12 月 9 日

平成 24 年 8 月に年金事務所から年金記録確認の手紙が来て、申立期間①及び②にA社から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。

賞与明細書は所持していないので、支給金額等の詳細は分からないが、両申立期間において、A社から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を賞与から控除されていたと思うので、両申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間の標準賞与額の記録が無いと申し立てているが、A社は、「平成 17 年 7 月及び同年 12 月に係る賞与マスター及び賞与明細書で確認したところ、申立人は賞与対象者ではないため、賞与の支給及び厚生年金保険料の控除は無く、社会保険事務所（当時）への届出は行っていない。」と回答している上、同社から提出された申立人に係る平成 17 年 7 月分及び同年 12 月分の賞与明細書には、支給額、厚生年金保険料控除額等の記載が無いことから、賞与が支給されていないことが確認できる。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、両申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。